

調査票回収報告書について

調査票回収後は、以下の書類を契約書に定められた期限内にご提出ください。

【製造販売後調査票回収報告書】

- ・当該報告書を基に請求書を発行させていただきます。
- ・記載方法は以下をご参考ください。
 - (1) ご契約後、登録症例が1例もない場合。
 - ・ご提出は不要ですが、その旨をメールにてご連絡ください。
 - (2) ご契約後、症例が登録されたのみで調査票の回収がない場合、及び、前回の提出から調査票の回収がない場合。
 - ・調査票回収報告書および費用管理票をご提出ください。
 - ・「0例、0冊」とご記載ください。
 - (3) 調査票の回収がある場合。
 - ・調査票回収報告書および費用管理票をご提出ください。
 - ・費用管理票の「回収日」は医師から調査票を回収した日付ではなく、依頼者様で内容確認まで完了、データ固定された日付をご記載ください。

【回収報告書別紙 費用管理票】

調査票の回収・お支払い状況の確認のためにご提出いただきます。

- ・各調査によって症例数、冊数をご変更ください（1例あたりの冊数が多い場合は2行に分けるなど、レイアウト変更可です）。
- ・回収日は依頼者様で固定された日付をご記載ください。
- ・次回ご提出いただく際に前回提出された内容の変更（回収日の修正）はお控えください。